

引き続き お知らせ

社会を明るくする運動
強調月間 7月1日～31日

「社会を明るくする運動」西条地区実施委員会では、強調月間に市内各所で啓発活動を実施します。

犯罪や非行のない明るい社会を築くため、皆さんのご協力をお願いいたします。

■重点目標

犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める

■統一標語

ふれあいと 対話が築く
明るい社会

■主な啓発活動

○保護司会、更生保護女性会などによる広報活動、街頭啓発活動
○市内中学生を対象とした作文コンテスト

○推進大会（7月14日（金））、公開ケース研究会（7月28日（金））の開催

■問合せ

市庁舎本館市民相談課内
「社会を明るくする運動」
西条地区実施委員会事務局
（内線2465）

耐震改修工事を行う住宅の
固定資産税を減額します

平成18年から27年までに耐震改修工事をした住宅は、次の要件すべてを満たす場合、申告によって固定資産税が一定期間減額されます。

■要件

○昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること
○建築基準法に基づく現行の耐震基準を満たす改修工事であること
○工事費用が一戸当たり30万円以上であること

■減額の割合

適用範囲に相当する税額の2分の1を減額します。
※適用範囲は住宅部分で、1戸当たり120平方メートル以下となります。

■減額される期間

○工事期間が平成18年～21年の場合は、翌年度分から3年度間を減額します。
○工事期間が平成22年～24年の場合は、翌年度分から2年度間を減額します。
○工事期間が平成25年～27年の場合は、翌年度分を減額します。

■申告方法

工事完了の日から原則3カ月以内に、要件を満たすこと

の証明書を添付して、担当課へ申告してください。

■問合せ

○市庁舎本館資産税課
資産税第1係・第2係
（内線2273・2274）
○東予総合支所税務課
資産税係 （内線125）
○丹原総合支所税務課
資産税係 （内線215）
○小松総合支所税務課
資産税係 （内線113）

地域材を利用した木造住宅
建設に利子補給金を交付

愛媛県の地域材を利用した木造住宅を新築・購入するため、住宅金融公庫や県指定の金融機関で融資を受ける方に対し、県では最長5年間の利子補給を行っています。

■対象住宅

次のすべてに該当する木造住宅を新築・購入される方。
○県内に自ら居住するために新築・購入する住宅
○地域材を主要部材に50%以上使用する住宅
○県内に事務所を有する施工業者が建設する住宅

■問合せ

愛媛県建築住宅課
TEL 089-941-2779

花火の取り扱いに注意して
火災を防止しましょう！

日本の夏の風物詩、花火。家庭で気軽に楽しめる花火も、取り扱いを誤ると思わぬところへ飛火して、火災や火傷（やけど）などの事故を引き起こしかねません。



花火をするときは次のことに注意しましょう。

- 燃えやすいものがある場所で遊ぶのはやめましょう。
- 風の強いときは、遊ぶのをやめましょう。
- 子どもだけで遊ばせないようにしましょう。
- 取扱説明書等を必ず読んでから遊びましょう。
- 花火を分解したり、数本まとめて点火するのは絶対にやめましょう。
- 水の入った消火用バケツなどを必ず用意し、後片付けをしましょう。

きれいな川が豊かな心を映します

水質保全区域一斉清掃 7月9日（日） 8時30分～10時

水質保全区域の河川一斉清掃を実施します。（小雨決行）
「水の都西条」にふさわしい、きれいな河川にするため、多くの皆さんの参加をお願いいたします。

- お願い 清掃用具は、できるだけ各自で準備してください。記念品を用意していますので、お持ち帰りください。
- 問合せ 市庁舎別館環境課 水・環境保全係（内線2444）

<水質保全区域マップ>

- 清掃水系
- ①新町川水系
- ②新川水系
- ③御舟川水系
- ④馬淵川・サラサラ川水系

